

年金

平成25年度分(平成25年7月~平成26年6月)国民年金保険料の免除申請受付が始まりました

●問い合わせ 熊本西年金事務所 ☎096(353)0142 役場住民課 ☎096(293)3112

平成25年度の1カ月の保険料額と老齢基礎年金額の割合

	保険料	老齢基礎年金額の受給割合
全額免除	0円	8分の4
4分の1納付	3,760円	8分の5
半額納付	7,520円	8分の6
4分の3納付	11,280円	8分の7
全額納付	15,040円	8分の8

国 民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、「保険料の全額免除制度」または「一部納付制度」をご利用ください。

▼全額免除期間や一部納付期間は、将来の老齢基礎年金を計算する際、全額納付した期間と比較して年金額が少なくなります。
▼免除された保険料は、10年以内であれば後から納付(追納)することができます。
▼3年度目以降に追納する場合

【注意ください】
各種免除制度は、本人、配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ一定基準以下であることが条件です。また、納付すべき保険料を納付しなかった場合、一部納付制度の一部免除は無効になり、未納と同じ扱いになるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。
また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。
「学生納付特例制度」、「若年者納付猶予制度」、「法定免除」などの免除も受け付けています。
【出張年金相談】
毎月1回の年金事務所相談員による出張年金相談は、予約制となっております。
事前に電話などで住民課に予約をお願いします。

▼問い合わせ 熊本西年金事務所
☎096(353)0142
☎096(355)3261
▼予約 役場住民課
☎096(293)3112

税

特定世帯に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長をします

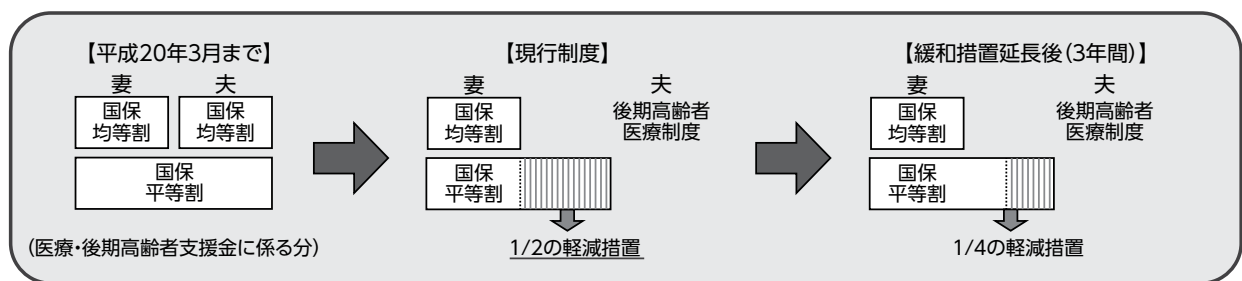
●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

国 民健康保険の被保険者であった人が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る平等割(世帯割)額の減額を次のように延長します。

① 保険税軽減制度に係る特例軽減を受けている世帯について、国保から後期高齢者医療へ移行したことにより国保の被保険者でなくなった者(特定同一世帯所属者)を含めて軽減対象基準額を算定することとしている措置を継続します。

② 平等割に係る配慮
二人世帯で、一人が後期高齢者医療へ移行し、もう一人が国保に残った世帯(特定世帯)となる者について、平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1減額します。

特定世帯とは
一人世帯で、一人が後期高齢者医療へ移行し、もう一人が国保に残った世帯のことです。



医療

12月から子ども医療費の助成対象を中学校3年生まで引き上げます

●問い合わせ 役場保険医療課 国保・医療係 ☎096(293)3114

	中学生	小学生以下
適用開始日	平成25年12月	継続して利用可能
手続き	申請書と保険証のコピーを役場保険医療課に提出	必要無し
受給者証	全員に有効期限を更新した受給者証を11月中旬頃郵送 ※古い受給者証は11月末まで使用できます。12月以降は個人で処分していただいで結構です。	

平 成25年12月診療分から、子ども医療費に対する助成対象年齢を、現行の小学校6年生から中学校3年生(満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)に引き上げます。制度の変更に伴い、新たに対象となる中学生は申請が必要です。
申請書は、町内中学校在学学生には各中学校を通じて、町外中学校在学学生には郵送で、7月に配布します。必要事項を記入し、申請書と保険証のコピーを役場保険医療課 国保・医療係まで提出してください。
現時点で資格を持っている小学校6年生までの人は、これまでの資格を継続するため申請の必要はありません。有効期限を中学校3年生まで更新した新規の受給者証は、11月中旬頃に郵送します。

介護

施設利用時には負担限度額認定の申請ができます

●問い合わせ 役場保険医療課 介護保険係 ☎096(293)3114

介護保険負担限度額認定証	
交付年月日 平成25年 7月 1日	
番号	0000000000
住所	〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1233
氏名	姓 花子
生年月日	昭和 3年 6月 25日 性別 女
通算年月日	平成 25年 7月 1日 から
有効期限	平成 26年 6月 30日 まで
食費の負担限度額	〇〇〇円
居住費又は滞在費の負担限度額	ユニット型個室 〇〇〇円 ユニット型準個室 〇〇〇円 従来型個室(待機等) 〇〇〇円 従来型個室(老健・療養等) 〇〇〇円 多床室 〇〇〇円
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	434035 大津町 大津印

介 護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)に入所した場合、または介護保険施設でのショートステイ(短期入所)を利用した場合、サービス費用の1割負担のほか、食費、居住費、日常生活費は原則自己負担となります。
しかし、本人および世帯全員に住民税がかかっていない場合などは、食費、居住費について、自己負担額が減額されます(このことを「負担限度額認定」といいます)。
この減額認定を受けるには必ず申請が必要です。介護保険係に本人の介護保険被保険者証と印かん(認め印)、家族が申請する場合は、代理者の免許証などを持参して申請してください。申請日を基準にして減額の該当を確認し、該当する場合には、認定証を送付します。入所施設に提示することで食費、居住費の自己負担額が減額されます。

医療

後期高齢者医療保険の保険証などを交付します

●問い合わせ 役場保険医療課 国保・医療係 ☎096(293)3114

新 し「後期高齢者医療被保険者の保険証(黄色)」の有効期限は7月31日です。各自で処分するか役場にご返却ください。新しい保険証(橙色)は7月に郵送しますので、8月からお使いください。また、保険証(橙色)に記載している一部負担金の割合は、平成25年度の町県民税の課税所得をもとに判定しています。

役 場で直接交付を希望する人は7月8日(月)までにお問い合わせください。役場で受け取る場合は保険証(黄色)、印かん、本人確認書類(免許証など)をお持ちください(別世帯の人が受け取る場合は委任状が必要)。

新 し「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(橙色)を交付します。すでに「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)を持っている人で、8月からも引き続き該当する人は、保険証(橙色)と一緒に郵送します。8月1日からお使いください。また、入院などでまだ「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない人は、役場までご相談ください。
※世帯の全員が町県民税非課税の人が対象となります。